

毎週火
金曜日発行(但休日に当るとときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆規則 鳥取県営住宅管理条例施行規則

規 則

鳥取県営住宅管理条例施行規則をここに公布する。
昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第七十号

鳥取県営住宅管理条例施行規則

(趣意)

第一條 この規則は、鳥取県営住宅管理条例(昭和三十

四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」とい
う。)を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込書等)

第二条 条例第六条の規定による県営住宅入居申込書の
様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

一、条例第三条の規定により公募による県営住宅入居
申込 県営住宅入居申込書(様式第一号)

二、条例第四条第一号又は第四号の規定により公募に
よらない県営住宅入居申込 県営住宅例外入居申込
書

(様式第二号)

2 条例第四条の規定による県営住宅変更許可及び入居
替許可申請書の様式は、次の各号に掲げるとおりとす

る。

一、条例第四条、第五号及び第六号の規定により他の

種の県営住宅に移転を希望する場合の申請 県営住

宅変更許可申請書(様式第三号)

二、条例第四条第七号の規定により同種間の他の県営

住宅に入居を希望する場合の申請 県営住宅入居

替許可申請書(様式第四号)

3 前二項の入居申込書及び申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 入居予定家族全員の年額給与証明書（源泉徴収票）

又は市町村長若しくは税務署長の年額所得証明書

二 入居予定家族会員の居住証明書（住民登録票による市町村長の証明書）

三 住宅困難証明書（地区担当の民生委員の証明書）

四 現住所の見取図

五 その他知事が必要と認める書類

4 知事は第一項第一号の申込書を受理したときは、条例第七条第三項の規定により申込者に県営住宅公開抽せん通知書（様式第五号）を送付するものとする。

（公開抽せん）

第三条 条例第七条第三項に定める公開抽せんは、入居申込者の立会いのもとに行なう。

2 前項の公開抽せんの時期、方法等については、別に定める。

（入居者の決定通知）

第四条 条例第七条第五項に規定する入居決定の通知は、県営住宅入居許可書（様式第六号）の交付によりこれに代えるものとする。

（請書）

第五条 条例第九条第一項第一号に規定する請書は、第七号様式によるものとする。

（連帯保証人の資格等）

第六条 次の各号の「に該当する者は、条例第九条第一項第一号に規定する連帯保証人となることができない。

一 無能力者又は破産の宣告を受け復権の決定の確定していい者

二 禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定にいたるまでの者

三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者

4 入居者は連帯保証人がその資格を失なうにいたた場合においては、直ちに県営住宅入居者連帯保証人変

2 知事は条例第十二条の規定により家賃又は敷金の減免若しくは微収の猶予（条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。）したときは、県営住宅家賃等減免通知書（様式第十三号）又は県営住宅家賃等徵収猶予通知書（様式第十四号）を申請者に交付するものとする。

3 家賃、敷金又は割増賃料の减免又は徵収の猶予を受けた入居者は、その减免又は徵収の猶予の期間中にその减免又は徵収の猶予を受けるにいたった理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

（家賃等の納付）

第七条 条例第十条第一項の規定による家賃及び条例第

二十一條第一項の規定による割増賃料は、県営住宅家賃納額告知書（様式第十号）により納付しなければならない。

（家賃等の减免又は徵収猶予）

第八条 入居者が条例第十二条の規定による家賃又は敷金の减免若しくは微収の猶予（条例第二十一条第三項において準用する場合を含む。）を受けようとする場合は、県営住宅家賃等减免申請書（様式第十一号）又は県営住宅家賃等减免申付書（様式第十二号）により納付しなければならない。

4 知事は前項の届出を受けたとき、又は知事においてその理由が消滅するにいたったと認めるときは、その

理由が消滅した日から减免又は徵収の猶予の取消しをするものとする。

(使用中断届)

第九条 条例第十六条第二項の規定による届出は、事前に県営住宅使用中断届(様式第十五号)を知事に提出してしなければならない。

(同居の承認)

第十条 入居者は、条例第十七条第三項の規定により同じ県営住宅使用中断届(様式第十五号)を知事に提出の承認を受けようとするときは、県営住宅同居承認届申請書(様式第十六号)を知事に提出しなければならない。

い。

2 条例第十七条第三項の規定による同居の承認は、次の各号の一に該当するときは、これを行なわないものとする。ただし、知事が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- 一 同居の結果過密となるとき。
- 二 同居の結果県営住宅の管理に支障をきたすおそれがあるとき。

(住宅の増築等の承認)

第十二条 条例第十八条第一項ただし書の規定による増築の承認は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 一 床面積六・六平方メートル(二坪)以内であること。

3 知事は、条例第十七条第三項の規定により同居の承認をしたときは、県営住宅同居承認書(様式第十七号)を申請者に交付するものとする。

(用途変更の承認)

第十三条 条例第十九条第一項ただし書の規定による増築の承認は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、県営住宅一部用途変更承認書(様式第十九号)を申請者に交付するものとする。

2 知事は、条例第十九条第一項ただし書の規定による増築の承認は、次の各号に掲げる基準によるものとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 一 床面積六・六平方メートル(二坪)以内であること。

二 位置及び環境が住宅の維持に支障をきたすおそれがないこと。

2 条例第十八条第一項ただし書の規定により県営住宅の模様替又は増築をしようとするときは、県営住宅模様替(増築)承認申請書(様式第二十号)に関係図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、条例第十八条第一項ただし書の規定により模様替又は増築を承認したときは、県営住宅模様替(増築)承認書(様式第二十一号)を申請者に交付するものとする。

(入居者等の異動届)

第十三条 入居者は、自己又は同居者の人員について異動があったときは、当該異動の日から十日以内に県営住宅入居者等異動届(様式第二十二号)を知事に提出しなければならない。

(収入に関する報告等)

第十四条 条例第十九条第二項の規定による収入に関する報告は、入居してから引き続き満三年を経過した日

第十五条 条例第二十条に規定する申出は、住宅あつせ

三 条例第十九条第四項の規定による収入基準超過決定に対する意見の申出 収入基準超過決定に対する意見申出書(様式第二十四号)

四 条例第十九条第四項の規定による収入基準超過決定の更正 収入基準超過決定更正通知書(様式第二十六号)

表

様式第一号

受付番号	職業	勤務先	所得証明
世帯人			
被扶養者数		入居許可	居住証明
収入月額			住宅困難証明

県営住宅入居申込書

当地県営住宅に入居したいので、許可願いたく
関係書類を添えて申込みます。

昭和 年 月 日

佳音 氏名

鳥取県知事

殿

- 1 関係書類(各一通)
 入居予定家族全員の年額給与証明書(源泉徴収票)又は
 市町村長若しくは税務署長の年額所得証明書
- 2 入居予定家族全員の居住証明書(住民登録票による市町
 村長の証明書)
- 3 住宅困難証明書(地区担当の民生委員の証明書)(裏面
 に記入して下さい)

- 4 現住所の見取図
 その他知事が必要と認める書類

住宅困難證明書

住所 氏名

一 住宅困難理由

右の住宅困難理由は、事実に相違ないことを証明します。

昭和 年 月 日

民生委員

氏名

鳥取県知事

殿

ん願書(様式第二十七号)を知事に提出してしなければならない。

(退居届) 第十六条 条例第二十三条第一項に規定する届出は、県営住宅退居届(様式第二十八号)を知事に提出してしなければならない。

(住宅管理員及び管理人)

第十七条 条例第二十五条第一項の規定による県営住宅管理員は、建築課長、倉吉土木出張所長及び米子土木出張所長をもってあてる。

建築課長は鳥取市に所在する県営住宅を、倉吉土木出張所長は倉吉市に所在する県営住宅を、米子土木出張所長は米子市及び境港市に所在する県営住宅をそれぞれ管理するものとする。

下「管理人」というのは、県職員のうちから知事がこれを任命する。ただし、特別の理由があるときは、県職員以外の者をこれに任命することができる。

4 知事は、管理人が次の各事由に該当するときは、管理人を解任することができる。
 一 本人から退職の願出があった場合で事情やむを得ないと認められるとき。
 二 県職員である管理人が県職員としての身分を失なつたとき。

三 その他知事が管理人として不適当と認めたとき。

5 管理人の職務は、別に定める鳥取県営住宅管理人服務規程によるものとする。

(住宅管理人事務所)

第十八条 管理人の職務を遂行させるため、県営住宅団地の必要な個所に鳥取県営住宅管理人事務所を置く。(書類の経由)

第十九条 入居者が条例及びこの規則によって知事に提出する書類は、管理員及び管理人を経由しなければならない。

(附則)

この規則は、公布の日から施行する。

00042

昭和57年12月27日 鳥取県公報(専外) 第123号

昭和57年12月27日 鳥取県公報(専外) 00041
第123号 8

様式第四号

県営住宅入居許可申請書

次のことより入居許可を願いたく申請します。

記

一 入居理由

二 相手方 団地 第 号 入居者氏名

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

管理人印

鳥取県知事 殿

(郵便ハガキ使用)

様式第五号

第一号

昭和 年 月 日

鳥取県

取扱者印

県営住宅公開抽せん通知書

さきに申込みされた県営住宅の公開抽せんを次のことおり行ないますから、本通知書を持参の上参加せられるよう通知します。

なお、当日貴殿又は代理の方が受付時間までに参加されないときは、抽せんについて自ら委託を受けたものとして立会人をして抽せんして頂きますから御了知願います。

一日 時 昭和 年 月 日

1 受付 時 分

二 場所 時 分

00042

昭和57年12月27日 鳥取県公報(専外)

第123号 8

様式第一号

県営住宅例外入居申込書

県営住宅に次の理由により入居したいので、許可願いたく関係書類を添えて申込みます。

記

一 入居理由

昭和 年 月 日

住 所 氏 名

鳥取県知事 殿

2 1. 関係書類(各一通)

県営住宅管理条例第四条第一号ないし第四号に該当することを証する書面
入居予定家族全員の年額給与證明書(源泉徴収票)又は市町村長若しくは税務署
長の年額所得證明書3 入居予定家族全員の居住證明書(住民登録票による市町村長の證明書)
その他如事の必要と認める書類

様式第三号

県営住宅変更許可申請書

現在県営住宅第一種住宅に入居しておりますが、次のことより第一種住宅に
入居変更したいので許可願いたく申請します。

記

一 希望地域 団地

二 入居変更理由

昭和 年 月 日

住 所 氏 名

鳥取県知事 殿

申請者

管理人印

11 昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第123号

00044

別記諸条項

一 家賃割増料について

イ 家賃は公営住宅法(以下「法」という。)第十二条により知事の定める額(月額)とし入居の日から退去の日まで毎月を毎月末日までに知事の発行する納額告知書により納付する。ただし、一月に満たない家賃は日割計算による。

ロ 公営住宅に入居後三年を経過し収入基準超過があると決定され当該住宅を明け渡すことができないときは、知事が法第二十一条の一により計算した割増料を家賃に準じて納付する。

ハ 物価の変動、公営住宅相互間の家賃の不均衡是正、住居に改良を加えた場合等において公営住宅の家賃を変更されても異議ないものとする。

二 入居者の費用負担について

入居者の責に帰すべき事由によって公営住宅、共同施設等に修繕の必要が生じたとき及び次の場合の費用は入居者の負担とする。

イ 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
ロ 荷物及びじんかいの処理に要する費用

ハ 共同施設の使用に要する費用
ニ 壁子及びふすまの張替、ガラスのはがき、骨、建具等の修繕に要する費用
ホ 給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要な部分の修繕に要する費用

用
ヘ 知事の承認を得て増築したものとの撤去に要する費用
ト その他住宅の使用上当然入居者が負担しなければならない費用

三 入居者の保管義務について

入居者は当該公営住宅又は共同施設の使用に当り善良な注意を怠りこれを正常な状態で維持管理するほか次の行為を行なつてはならない。ただし、知事の承認を得たときはこの限りでない。

イ 公営住宅を引き続き十五日以上使用しないにもかかわらず知事に届出しないこと。
ロ 公営住宅を他の者に貸し、又は親族以外の者を同居させること。

ハ 公営住宅の入居の権利を他の者に譲渡し、又は住宅以外の用途に使用すること。

四 住居の明け渡しついて

知事は次の場合入居者に対し公営住宅の明け渡しを請求することができ、入居者は知事が指定する期日までに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

イ 家賃又は割増料を三ヶ月以上滞納したとき。
ロ 公営住宅又は共同施設を故意に破損したとき。

ハ 正当な事由によらないで引き続き十五日以上公営住宅を用しないとき。

様式第六号

受第号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

県営住宅入居許可書

さきに申込みされた公営住宅について、次のとおり入居を許可する。

一 請書一通(本人と連帯保証人の印鑑証明及び連帯保証人の所得証明各

一通添付)

二 敷金 円(家賃三ヶ月分)

三 家賃月額 円

四 入居すべき住宅 地第号

五 入居日 昭和 年 月 日

六 住宅は専用住宅として使用し、店舗等に併用することはできない。

七 入居日の前日までに請書を提出し、敷金を納付すること。

様式第七号

印紙(10円)

請書

印紙

13 昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第123号

様式第八号

県営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書

入居者は昭和^年年^月日 地図第^号号県営住宅入居請書の連帯保証人を次の者に変更したいので、御承認くださるよう申請します。

右御承認の上は、新連帯保証人は、前記県営住宅入居請書を熟読し、旧連帯保証人が入居者のため貴重に対し負担している次の連帯保証債務及び今後の入居者のすべての債務について連帯保証を引き受けます。

保証債務の内容 前記入居請書により旧連帯保証人が貴県

昭話 年 月 日 住 所 住 入 居 者

住 所 住 入 居 者

住 所 住 入 居 者

新連帯保証人

鳥取県知事

殿

新連帯保証人の添付書類

1 印鑑証明書 2 所得証明書

管理人

印鑑

様式第九号

県営住宅入居者住所連帯保証人氏名変更届

次とおり住所が変更になりましたのでお届けします。

一 変更前の住所又は氏名

二 変更後の住所又は氏名

三 変更した年月日 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

地図 第 号

鳥取県知事

殿

添付書類

1 変更を証明する書面

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第123号 12

二 三〇口、ハ、ニの規定に違反したとき。

木 収入基準超過があると決定されたもの。(ただし、割増賃料を納付するものを除く。)

五 県営住宅の退去について

県営住宅を明け渡そうとするときは、その五日前までに知事に届出を検査を受けなければならない。この場合定める費用を全部清算するほか増築等を行ったときは、前項の検査までに原状回復又は撤去を行なうこと。

六 敷金の返付について

県営住宅を返却しようとする者は、五による届出のとき県の発行した敷金の領収証を提出し敷金の返付の手続きを行なうことをただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは敷金の中からそれを控除する。

七 賠償その他のについて

八 県営住宅の使用に際し入居者に次の行為があつた場合、条例による処分をうけても異議ないものとする。

イ 四の各項に該当する者が知事の指定した期日までに住宅を明け渡さないとときの損害賠償

ロ 県営住宅を無断で使用し又は転用させたときの過料

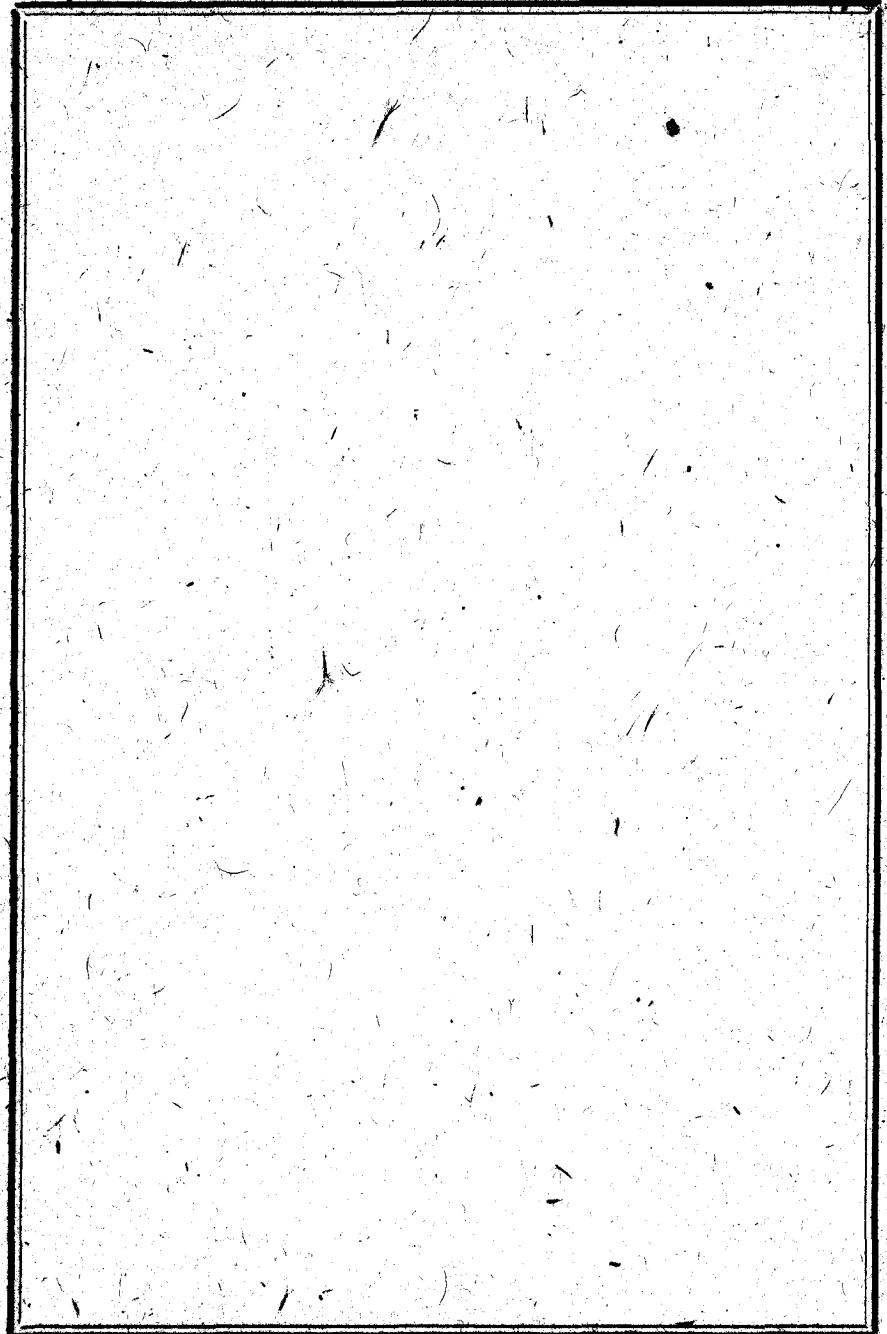
ハ 詐欺、その他不正の行為により家賃又は割増賃料の全部若しくは一部の徵収を免れたときの過料

ロ 県営住宅の入居者は入居後二年以上経過した場合知事の請求により過去二年分の収入状況の報告を行なわねばならない。

八 その他の

イ 前各項に定めるものの外公営住宅法、同施行令、同施行規則等の関係法令の定めるところによる。

ロ 鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十一月二十五日鳥取県条例第四十九号)及^シ同施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の諸規定を遵守するものとする。



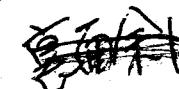
様式第十号 左綴どする

00048

No. _____

昭和 年度県営住宅家賃等納額告知書

鳥 取 県



◎納付についての御注意

- 1 この綴は亡失、又はき損のことのないよう大切に保管してください。
- 2 家賃等を納付されるときは、この綴を切離さず納人の氏名を記入して納付してください。
- 3 県営住宅を退居されるときは、退居届と併せて、この綴を返納してください。
なお、綴のうち納額告知書と領収書は御返しします。
- 4 退居の際1月に満たない家賃は、日割によることになりますので、この場合は別に納額告知をしますからこの綴は使用しないでください。
- 5 家賃を3ヶ月以上滞納されると県営住宅を明渡して載くことになりますので必ずそのようなことのないよう特に注意してください。
- 6 止むを得ない事由によりこの綴を亡失、又はき損されたときはその旨を申し出てください。

00050
00049

県営住宅家賃等納額告知書

00047

領 収 書

(鳥取県本支金庫受領印)

最寄りの山陰合同銀行本支店に納付してください。

第 号	納入県営住宅		団地 第 号				
			納				
昭和 年度 歳入一般会計							
科目	使用料及手数料	使 用 料	家 屋 貸 付 料				
金 額	1ヶ月分家賃	¥	万	千	百	十	円
	1ヶ月分割増賃料	¥					
	1ヶ月分合計	¥					
納期限	毎月末日						
上記のとおり毎月別紙により何々金庫又は最寄の鳥取県支金庫に納付してください。							
昭和 年 月 日							
鳥取県知事 印							

四 月 分	七 月 分	十 月 分	一 月 分
五 月 分	八 月 分	十一 月 分	二 月 分
六 月 分	九 月 分	十二 月 分	三 月 分

裏面余白

県営住宅家賃等納付書

第 号		昭和 年度歳入	
一般会計			
款	使 用 料 及 手 数 料	納 入	団地第 号
項	使 用 料		
目	家 屋 貸 付 料		
金	家 賃 ¥ 千 百 十 円		
割 増 費 料	¥		
額	計 ¥		
納期限	当月末日		
但 月分家賃等 上記のとおり納付します。 昭和 年 月 日			

県営住宅家賃等領収済通知書

第 号		昭和 年度歳入	
一般会計			
款	使 用 料 及 手 数 料	納 入	団地第 号
項	使 用 料		
目	家 屋 貸 付 料		
金	家 賃 ¥ 千 百 十 円		
割 増 費 料	¥		
額	計 ¥		
納期限	当月末日		
但 月分家賃等 上記金額を領収したので通 知します。 昭和 年 月 日 鳥取県何金庫 鳥取県出納長 氏名 殿 担当課			

裏面余白

県営住宅家賃等領収済通知書

第 号		昭和 年度歳入	
一般会計			
款	使 用 料 及 手 数 料	納 入	団地第 号
項	使 用 料		
目	家 屋 貸 付 料		
金	家 賃 ¥ 千 百 十 円		
割 増 費 料	¥		
額	計 ¥		
納期限	当月末日		
但 月分家賃等 上記金額を領収したので通 知します。 昭和 年 月 日 鳥取県何金庫 鳥取県出納長 氏名 殿 担当課			

00051

様式第十一号

県営住宅家賃等減免申請書

県営住宅管理条例第 条の規定により(家賃
敷金 初回賃料の減免を受けたいの
で次により申請します。

記

一 家 費(敷金)

円

二 減免希望額

円

三 減免希望期間

昭和 年 月 日 から
年 月 日 まで

四 減免を受けよ
うとする理由

別紙(詳細に記載すること)

昭和 年 月
日 地 第 号

申請者

の管理
印人

鳥取県知事

殿

様式第十二号

県営住宅家賃等徴収猶予申請書

県営住宅管理条例第 条の規定により家賃(敷金)
の徴収猶予を受けた
いので次により申請します。

記

一 家 費(敷金)

円

二 家 費(敷金)納入済

昭和 年 月
まで

三 徴収猶予を希望す
る期間および金額

昭和 年 月
から 月 分
まで

四 右記の納付計画

別紙(詳細に記載すること)

徴収猶予を受け
ようとする理由

別紙(詳細に記載すること)

昭和 年 月
日 地 第 号

申請者

の管理
印人

鳥取県知事

殿

00053

様式第十五号

県営住宅使用中止届

県営住宅を次のことより一時使用中止しますからお届けします。

一 使用中止の理由

二 使用中止期間 昭和 年 月 日から 月 日まで

昭和 年 月 日

団地 第 号

入居者



鳥取県知事

殿

様式第十六号

県営住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認願いたく申請します。

氏名	入居者 続柄等の年令	現住所	勤務先	収入

同居理由

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者



鳥取県知事

殿

00052

様式第十三号

受付 第 号
昭和 年 月 日

鳥取県知事

県営住宅家賃等減免通知書

昭和 年 月 日付で申請されたことについては、県営住宅管理条例第 条の規定により次のとおり減免する。

一 減免後の家賃額 割増料金 円

二 減免期間 昭和 年 月 日から 月 日まで

三 条件 減免期間内に減免理由が消滅したときは、直ちに知事に届出。事由消滅の日から減免の取り消を受けること。

様式第十四号

受付 第 号
昭和 年 月 日

鳥取県知事

県営住宅家賃等徴収猶予通知書

昭和 年 月 日付で申請されたことについては、県営住宅管理条例第 条の規定により次のとおり徴収を猶予する。

一 家賃額 割増料金 月 分 円

二 徴収猶予期間 昭和 年 月 から 月 まで

三 条件 徵収猶予期間内に徴収猶予理由が消滅したときは、直ちに知事に届出。事由消滅の日から徴収猶予の取り消を受けること。

様式第十九号

受 第 号

昭 和 年 月 日

鳥取県知事

殿

県営住宅一部用途変更承認書

昭 和 年 月 日付で申請された県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用することについては、県営住宅管理条例第十一条の規定により承認する。

様式第二十号

県営住宅増築承認申請書

県営住宅を次のとおり増築したいので、承認願いたく関係図書添えて申請します。

記

一 増築の内容(規模及び構造)

二 增築の理由

三 施工の期間

許可の日から 日間

四 管理人の所見

なお施工に際しては、申請以外に主家に損傷を与えないこと。並びに退去の際は原形に復すか、民法第六百八条の規定に基く一切の権利を放棄するか又は無条件で寄附することを誓約します。

昭 和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事

殿

註 関係図面…平面図、配置図、床図、立面

の管理人印

様式第十七号

受 第 号

昭 和 年 月 日

鳥取県知事

殿

県営住宅同居承認書

昭 和 年 月 日付で申請された次の者の同居については、県営住宅管理条例第十七条の規定により、次の条件で承認する。

記

一 同居人氏名

二 条件 申請者が退居する時は必ず同居人も同時に退居すること。

様式第十八号

県営住宅一部用途変更承認申請書

県営住宅の一部を次のとおり住宅以外の用途に使用したいので、承認願いたく申請します。

一 住宅の構造 記

間数 間数 間数 間数

二 お住宅の間数

量

三 用途 別紙(詳細に記載すること)

四 用途変更理由

五 管理人の所見

昭 和 年 月 日

団地 第 号

申請者

鳥取県知事

殿

の管理人印

樣式第二十三号
受 第

昭和年月日

鳥取県知事

15

收入基準超過決定通知書

あなたの取人は左記により具管住宅管理条例第十九条第三項の取人基準を超えているので、同条第一項の規定により通知します。については、同条例第二十一条の規定により具管住宅を賃貸すよう努めて下さい。なお、右明細をされるまで同条例第二十一条の規定によつて左記により割増料を納付して下さい。

八

三

この決定について不服がある場合は、この決定通知書を受けとった日の翌日から起算して六十日以内に行政不服審査法第四条の規定によって知事に異議申立てをすることができる。

昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第123号 24

樣式第二十二号

昭和年月日

鳥取県知事

四

縣當住宅模樣替築承認書

昭和 年 月 日付で申請された~~県営住宅~~^{増築}については、~~県営住宅~~管理条例第十八条の規定により承認する。
については、次の事項を遵守して下さい。

三

- 一 申請以外の用途には使用しないこと。

二 退居のときは、民法第六百八条の規定に基く一切の権利を放棄するか、又は無条件で寄附し又は原形に復すること。

三 工事が竣工したときは直ちに検査を受けること。

四 その他

樣式第二十二号

県営住宅入居者等異動届

次のとおり世帯に異動があつたので、県管住宅管理条例施行規則第十四条の規定によりお届けします。

記

理由動異)
昭和 年 月 日

團地 第 号

鳥取県知事 殿

管理人の印

收入報告書

県営住宅管理条例第十九条第一項の規定により次のとおり報告します。

記入上の注意

- 1 入居者及び同居親族全員の氏名 続柄 生年月日 営業 勤務
先等を記入して下さい。

収入月額の計	扶養親族	差引収入月額	収入基準超過額
円	円	円	円
家賃の割増賃料率	扶養親族	差引収入月額	収入基準超過額
円	円	円	円
家賃の割増賃料率	扶養親族	差引収入月額	収入基準超過額
円	円	円	円
家賃の割増賃料率	扶養親族	差引収入月額	収入基準超過額
円	円	円	円

*印欄は記入しないで下さい。

- 2 年間収入金額は、所得者の前年(一月一日から十二月末日まで)における収入金額を記入して下さい。

3 年の中途において就職し又は事業を經營したときは、備考欄に就職年月日又は事業を始めた年月日を記入して下さい。

4 給与所得については、給与支給者の給与支給証明書又は源泉徴収票を添付して下さい。

5 給与以外の所得については、市町村長若しくは税務署長の発行する証明書を添付して下さい。

6 この収入報告書の第一回は入居してから引き続き満三年を経過した日から十日以内(その経過した日が一月一日から三月二十一日までのものについては、三月末日までの期間内)第二回目からは毎年三月一日から三月末日までの期間に提出して下さい。

7 もしこの報告書において虚偽の報告をされますと、県営住宅管理条例第二十七条の規定により過料を科せられますので注意して下さい。

00061

29 昭和37年12月27日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第123号

00060

昭和37年12月27日 鳥取県公報(号外) 第123号 28

様式第十六号

受 第一 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

収入基準超過決定更正通知書

昭和 年 月 日付で意見の申出のあつた収入基準超過決定について審査の結果、次のとおり更正したので通知します。

記

所得者氏名	年間収入金額	収入月額	摘要
計		扶養親族数	名
収入月額の計	扶養親族数	収入月額	収入基準額
			第一種 三六〇〇円 第二種 一六〇〇円
収入基準超過更正日		昭和 年 月 日	
家賃	割増賃料の倍率	割増賃料	摘要

様式第十七号

住宅あつせん願書

さきに収入基準超過の決定を受けましたので、次のとおり住宅のあつせんをお願いします。

一 希望地

二 希望する住宅の程度

三 その他希望事項

昭和 年 月 日

団地 第 号

印

鳥取県知事

様式第十五号

収入基準超過決定に対する意見申出書

昭和 年 月 日付で収入基準超過の決定を受けた際について別紙証明書の示すように左記のとおりとなりますので審査をお願いします。

記

氏名	入居者続柄と年月日	職業勤務先	年間収入金額	給与所得の所得以外	備考
計					

意見の申出理由

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

印

添付書類…意見申出に必要な証明書

審査欄					
受付年月日	昭和 年 月 日	摘要	当初決定額	決定更正額	摘要
収入月額		意見申出に対する審査額			
		決定更正額			
扶養親族数		意見申出に対する審査人員数			
		決定更正人員数			
公営住宅法でいう収入額		意見申出に対する審査額			
		決定更正額			

昭和37年12月27日 木曜日 烏取県公報(号外)

様式第二十八号

県営住宅退居届

県営住宅を左記により退居しますからお届けします。

記

一 退居理由

二 退居年月日 昭和 年 月 日

三 増築若しくは模様替え等に対する措置

四 転居先 昭和 年 月 日

県府

市郡

村町字

番地

団地第 号

入居者

	中国電力KK	瓦斯KK	水道局
料金使用料の支払状況			
関係係員等の認印			
参考事項			

印 刷 所

鳥取県鳥取市東町

昭和四〇年五月第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所

鳥取県鳥取市東町

印 刷 所

鳥取県鳥取市東町